

国 いじめ防止対策推進法(H25)※以下、**法**は同法のもの
いじめ防止等のための基本的な方針(H29改定)

都 東京都いじめ防止対策推進条例(H26)
東京都いじめ防止対策推進基本方針(H26)
東京都教育委員会いじめ防止総合対策【第2次・一部改定】(R3)

市 いじめを許さないまち八王子条例(H29)
八王子市教育委員会いじめの防止等に関する基本的な方針(R4改定)
八王子市教育委員会いじめの防止と発生した場合の対処Q&A(R4)

学校いじめ防止基本方針 **法13条**

各学校の実情に応じ、いじめ防止のための対策に関する基本的な方向や取組の内容を定める。

- 「いじめ」についての共通の認識をもつために、定義を示す
- 「学校いじめ防止プログラム」(いじめ防止のための年間計画)
- 「早期発見・事案対処のマニュアル」(いじめ事案への組織的対応)
- 学校いじめ防止基本方針を見直すためのPDCAサイクル
(学校評価、チェックリストによる振り返り、学校運営協議会での協議) 等

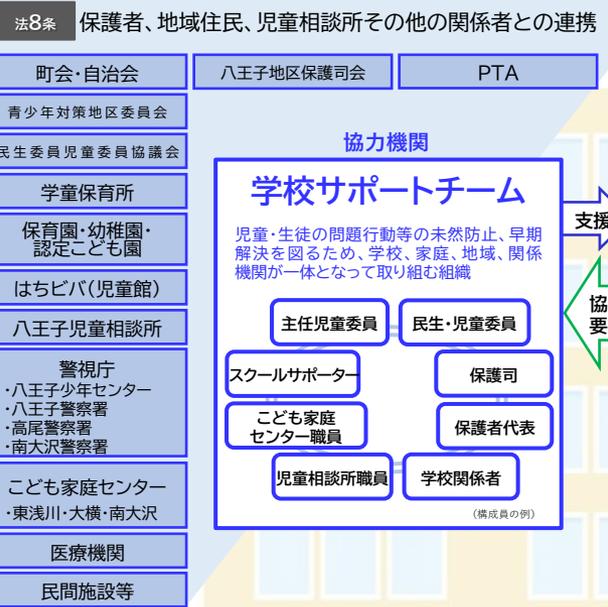
八王子市教育委員会 いじめ問題対策委員会 **法14条**

{ 学識経験者、法律・医学・心理・福祉等の専門家
地域関係者、保護者代表、学校関係者等で構成 }

- 教育委員会のいじめ防止等のための調査・研究
- 効果的ないじめ防止対策の検討・提言
- 第三者による調査を実施するためのいじめ問題調査部会の設置



地域・関係機関

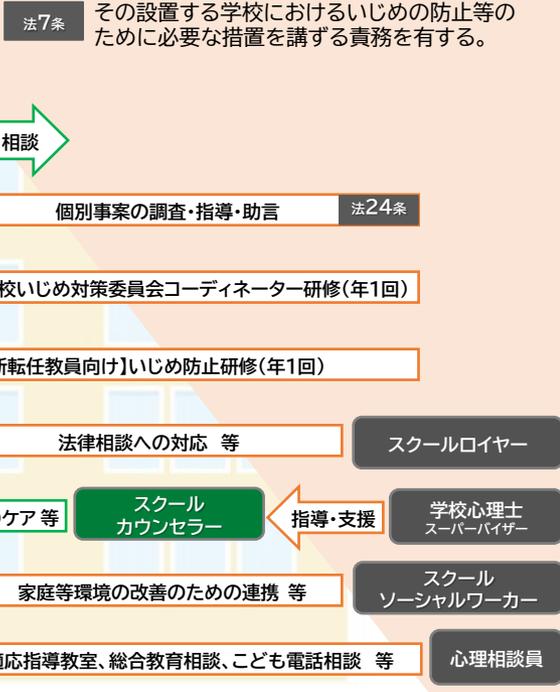


学校



諮問 答申

八王子市教育委員会



フェーズ1 未然防止

法15条 全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実

- ▶ ふれあい月間(6月・11月)の取組
- ▶ 情報モラル教育(全学年、SNS学校ルール)
- ▶ SOSの出し方に関する教育(全学年)
- ▶ いじめ防止に関する授業(全学年3回以上) 等

フェーズ2 早期発見

法16条 児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置 等

- ▶ いじめに関するアンケート実施(年3回以上)
- ▶ 「子ども見守りシート」の周知・活用
- ▶ 相談できる大人がいるか確認する調査
- ▶ Q-Uアンケートの実施(小5から中3、年1回)等

フェーズ3 早期対応

法23条 事実の有無の確認を行うための措置 等

- ▶ 学校いじめ対策委員会を核とした組織的対応の実施と対応記録の作成・ファイリング
- ▶ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等専門家の関与及び関係機関との連携 等

フェーズ4 重大事態への対応

法28条 重大事態 ▶ 組織による調査
生命、心身又は財産に重大な被害相当の期間学校を欠席

- ▶ 教育委員会との協議・発生の判断
- ▶ 被害児童・生徒の安全確保と不安解消
- ▶ 保護者への説明と協力体制の構築
- ▶ 「学校サポートチーム」の活用 等

法9条 保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

家庭

▶ いじめ予防についての家庭啓発
▶ 保護者向けメディアリテラシー教育

▶ 事実解消に向けた連携・支援
▶ 調査と報告・協力体制の構築